

# 令和6年度 放課後児童クラブ利用のご案内



**申込期間：令和5年12月1日(金)～12月15日(金)**  
**申込先：利用を希望する放課後児童クラブ**

加美町では、就労などのために家庭で保育のできない児童に対して、加美町放課後児童クラブ条例及び加美町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、放課後児童クラブを開設しています。

つきましては、令和6年度に放課後児童クラブの利用を希望する方はこの案内を熟読のうえ、別紙「放課後児童クラブ利用申請書」を提出してください。

申請用紙は、お問い合わせ先の各放課後児童クラブ、ホームページにも備え付けてあります。



## 問い合わせ先

〒981-4252

宮城県加美郡加美町西田四番 7-1

**加美町役場 子育て支援室**

電話(0229)63-7870 FAX(0229)63-7873

E-mail : [kosodatechien@town.kami.miyagi.jp](mailto:kosodatechien@town.kami.miyagi.jp)

## 1. 目 的

小学校児童で保護者の労働等の理由により放課後、家庭において適切な保護を受けることができない児童に対して、公共施設を利用し適切な遊びと生活の場を与えるなどの指導を行い、児童の健全育成を図ることを目的としています。

## 2. 活動内容

子どもたちの健康管理と情緒の安定に配慮し、自主性、社会性、創造性を培う自由な遊びの場及び読書や宿題等のための場を提供しています。

## 3. 利用の要件

児童クラブを利用することのできる児童は、次のとおりです。

- (1)町内に居住する小学校に就学している児童であって、保護者が労働等により昼間家庭にいない者
- (2)その他町長が必要と認める者

**※特別な事情なく利用料を滞納している場合（対象児童の兄弟姉妹の滞納も含む）は利用できません。**

## 4. 名称及び連絡先

名 称	場 所	定 員	連絡先
中新田放課後児童クラブ	中新田児童館内	110名	0229-63-7655
広原放課後児童クラブ	広原児童館内	60名	0229-63-4778
鳴瀬放課後児童クラブ	鳴瀬児童館内	60名	0229-63-2615
<b>【中新田地区の放課後児童クラブの問合せ先】</b> <b>中新田児童館 0229-63-7655</b>			
東小野田放課後児童クラブ	東小野田小学校内	60名	0229-67-7815
西小野田放課後児童クラブ	小野田保健センター内	40名	0229-67-6969
<b>【小野田地区の放課後児童クラブの問合せ先】</b> <b>小野田福祉センター 0229-67-5100</b>			
宮崎放課後児童クラブ	宮崎福祉センター内	60名	0229-69-5636
賀美石放課後児童クラブ	賀美石小学校内	40名	080-1693-5113
<b>【宮崎地区の放課後児童クラブの問合せ先】</b> <b>宮崎福祉センター 0229-69-5636</b>			

## 5. 利用期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

## 6. 利用時間

(1) 学校授業日：授業終了後から午後6時

(2) 学校休業日：午前7時30分から午後6時

**土曜日利用の方は、就労証明書（土曜勤務用）の提出が必要となります。**

(3) 延長実施時間：就労等の理由により午後6時まで迎えにくることが困難な方に限り、午後7時まで利用時間を延長します。ただし有料となります。（土曜日は除く）

(4) 土曜日の利用

土曜開館の児童クラブ（毎週午前7時30分～午後6時）

- ・ 中新田放課後児童クラブ
- ・ 東小野田放課後児童クラブ
- ・ 宮崎放課後児童クラブ

※保護者が両親ともに土曜日勤務の方に限り預かります。

※就労証明書（土曜勤務用）を提出していただきます。

## 7. 臨時休校時の受入について

- (1) 自然災害等により小学校が臨時休校となった場合は、基本的に子どもたちは自宅待機となり家庭内で児童の保育をお願いすることとなります。ただし、保護者の就労等、家庭状況により家庭内での児童の保育することが困難である、またはその他特別な事情により保育ができないと思われる場合は、特例としてお預かり出来る場合もあります。
- (2) 地震や台風による自然災害や、感染症の流行等により規模縮小、あるいは臨時休館となる場合もあります。この場合は、児童のお迎えをお願いします。

## 8. 休館日

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月4日
- (4) その他児童クラブの運営上、特に必要と認めた日



## 9. 利用料金について

利用区分	利用条件	利用期間	利用料		
			1人目	2人目以降	減免対象者
通年利用 登録者	保護者が労働等 により昼間家庭に いない者	R6. 4. 1～ R7. 3. 31	月額 3,000円 延長料(月) 1,000円	月額 1,500円 延長料(月) 500円	無料
学校休業のみ 利用登録者		令和6年度 学校休業日期间	日額500円 月額上限 3,000円 延長料(月) 1,000円	日額250円 月額上限 1,500円 延長料(月) 500円	
一時預かり 利用者	なし 1日5人まで	利用日	日額500円 上限なし	日額250円 上限なし	

※傷害・賠償保険料として年間800円、一部行事費として臨時徴収があります。

利用料、延長利用料は、利用月の翌月末に口座振替で徴収します。利用承認された方には、後日、口座登録をしていただきます。

※他の児童クラブを利用する場合、保険料が別途かかります。

## 10. 利用料の減免について

次の要件に該当する方は利用料の減免が受けられます。減免申請の手続きにつきましては、利用承認通知が送られた方に後日ご案内(令和5年2月末頃)しますので、申請に必要な書類を準備しておいてください。

- (1) 生活保護の規定による保護を受けている世帯及び要保護に認定される世帯  
利用料・・・無料

【申請に必要な書類】

生活保護受給証の写し

※減免決定後に生活保護が解除された場合は速やかにご連絡ください。

- (2) 児童生徒就学援助費支給要綱で規定する準要保護(就学援助受給者)に認定される世帯  
利用料・・・無料  
減免の期間4月～6月分までは令和5年度の就学援助の受給状況で決定し、7月～3月分は令和6年度の就学援助の受給状況で決定されますので、年に2回申請が必要となります。7月分～3月分の申請については令和6年7月頃にご案内します。

## 【申請に必要な書類】

### ●すでに就学援助を受けている方

令和5年度の就学援助認否決定通知書の写し(提出している方は提出不要)

### ●これから就学援助を受ける方

令和5年度の就学援助認否決定通知書の写し

学校に就学援助の申請を行い、令和6年2月までに上記の決定通知を発行してもらっておいってください。

### ●新入学生(来年度小学1年生になる方)

令和5年度就学援助新入学学用品費認否決定通知書の写し

**※希望者は新入学学用品費入学前支給申請書の申請(11月末頃締切)を行って  
おいってください。対象者には令和6年2月頃に令和5年度就学援助新入学学用品  
費認否決定通知書が届きますので、その通知の写しが必要です。**

- (3) その他町長が特別の事情があると認める世帯  
利用料・・・町長が定める額  
申請に必要な書類・・・特別な事情を証明する書類等
- (4) 一時預かり利用には減免は適用されません。

## 11. 利用手続きについて

**受付は令和5年12月1日(金)から12月15日(金)までです。**

- (1) 放課後児童クラブ利用申請書に必要な事項を記入し、保護者の就労証明書等の関係書類を添付のうえ、**希望する放課後児童クラブに提出してください。**
- (2) 受け入れ定員を超えた場合は、保護者の就労状況、学年などを考慮して決定します。
- (3) 保護者の就労状況、世帯員の構成状況等を審査・選考のうえ、**令和6年2月末日までに利用承認通知書又は利用不承認通知書を通知します。**

## 12. 添付書類について

### (1) 保護者(父・母)の就労証明書

別紙就労証明書を添付し、提出願います。保護者の就労している業種によって証明書の様式が違いますので、該当する証明様式をお使いください。

◎添付の書類については、保育施設入園の申請時に使用した書類のコピーが可能です。

◎複数のお子さんの利用申請の場合は、保護者の就労証明書について、原本は上のお子さんに、コピーは下のお子さんに添付して提出してください。(土曜勤務用も同様)

- (2) 各種福祉サービスの手帳又は医療費等受給者証の写し(該当する方のみ)
- (3) 土曜勤務用の就労証明書(両親ともに土曜日勤務の方で土曜日利用を希望の場合)
- (4) 加美町放課後児童クラブ確認事項兼同意書

### 13. 緊急一時預かりの利用について

家庭において緊急な理由等により、家庭で児童を見ることができなくなる場合に、児童を一時的に放課後児童クラブで預かる「一時預かり利用申請」ができます。一時預かり申請書へ必要事項を記入のうえ、利用を希望する放課後児童クラブへ申し込んでください。通年利用と違い、就労証明書等の添付は必要ありません。（1日5名までとなっております。）  
利用料は日額500円となりますが、傷害・賠償保険の適用外となります。

### 14. 主な準備物の参考例（利用が決定しましたら各児童クラブから詳しいお知らせが届きます。）

上履き（必要がないクラブもあります）、水筒、ボックスティッシュ、着替え（下着、くつした等）、ビニール袋 ほか

※学校休業日、振替休業日などの休業中には、昼食等が必要です。

### 15. その他

- ・加美町の放課後児童クラブでは学童保育対応ICTシステム（コドモン）を導入しています。専用のアプリを登録することで入退室時に保護者へメールが届き、保護者からの欠席の報告、児童クラブからの緊急時の連絡等ができるようになっています。登録等の詳細は、後日お知らせいたします。
- ・住所、就労状況、世帯の状況、緊急時の連絡先等や利用区分（通年利用、学校休業のみ利用）に変更があった場合には、すみやかに連絡をお願いします。（登録事項変更届出書及び就労証明書の提出が必要となります。）
- ・児童クラブ敷地内以外で生じた事故に関しては、放課後児童クラブは一切責任を負いかねますのでご了承ください。
- ・令和5年度放課後児童クラブ利用料の滞納がある場合は、令和6年度の利用ができなくなります。
- ・保護者の退職による求職期間中や育休を取得する等、放課後児童クラブの利用を一定期間休止する場合は「放課後児童クラブ利用休止届」を、利用する必要がなくなった場合は「放課後児童クラブ利用中止届」の提出が必要になります。詳細については利用している放課後児童クラブへ問い合わせてください。